

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成27年1月23日

京都市長 門川 大作

## 1 建築協定書の概要

### (1) 建築協定の名称

京都市西京区阪急桂南住宅地区建築協定

### (2) 申請者の氏名

三好 曠

### (3) 建築協定区域

京都市西京区下津林六反田1番地6, 1番地8, 1番地12から1番地22まで, 1番地24, 1番地25, 1番地27から1番地40まで, 1番地43から1番地52まで, 1番地55から1番地63まで, 1番地65から1番地77まで, 1番地79, 1番地80, 1番地82から1番地84まで, 1番地86から1番地89まで, 1番地91から1番地97まで, 1番地99から1番地101まで, 1番地103から1番地108まで, 1番地110から1番地115まで, 1番地117から1番地124まで, 1番地126から1番地131まで, 1番地134, 1番地135, 1番地137から1番地142まで, 1番地146から1番地149まで及び55番地1から55番地7まで並びに同区下津林佃2番地3から2番地5まで, 3番地1, 3番地2, 3番地4, 5番地2から5番地7まで, 5番地10から5番地29まで, 5番地33から5番地46まで, 5番地48から5番地51まで, 5番地53から5番地65まで, 5番地68から5番地73まで, 5番地75から5番地82まで, 5番地84, 5番地85, 5番地88から5番地101まで, 5番地110から5番地123まで, 5番地126から5番地129まで, 5番地131から5番地133まで, 5番地136, 5番地137, 5番地140から5番地144まで, 5番地146から5番地150まで, 5番地153から5番地159まで, 5番地162

から 5 番地 164 まで, 5 番地 167 から 5 番地 172 まで, 5 番地 174, 5 番地 176 から 5 番地 179 まで, 5 番地 181 から 5 番地 188 まで, 5 番地 190, 5 番地 191, 5 番地 193, 5 番地 195 から 5 番地 201 まで, 8 番地 1, 8 番地 5 から 8 番地 8 まで, 14 番地 1, 14 番地 2, 14 番地 7 から 14 番地 10 まで, 15 番地 1, 24 番地 1, 24 番地 2, 24 番地 4, 68 番地 1, 68 番地 3 から 68 番地 6 まで, 69 番地 4 から 69 番地 7 まで, 70 番地 4 から 70 番地 7 まで, 71 番地 2, 71 番地 3, 72 番地 1 から 72 番地 3 まで, 72 番地 5, 72 番地 6, 75 番地 1, 75 番地 2, 76 番地 1, 120 番地 2 及び 120 番地 5

(4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区下津林六反田 1 番地 7, 1 番地 23, 1 番地 42, 1 番地 53, 1 番地 54, 1 番地 78, 1 番地 85, 1 番地 90, 1 番地 98 及び 1 番地 136 並びに同区下津林佃 3 番地 3, 4 番地 1 から 4 番地 3 まで, 5 番地 66, 5 番地 74, 5 番地 83, 5 番地 86, 5 番地 135, 5 番地 145, 5 番地 152, 5 番地 160, 5 番地 161, 5 番地 194, 8 番地 3, 9 番地 2, 9 番地 3, 15 番地 3, 15 番地 4, 16 番地 3 及び 71 番地 1

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 用途及び形態

(6) 協定の期間

10 年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 27 年 1 月 23 日 (金) から平成 27 年 2 月 12 日 (木) まで

(ただし, 京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く。)

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課 (北庁舎 2 階)

### 3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 27 年 2 月 16 日（月）午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局会議室（北庁舎 6 階企画設計課内）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 中山 雅永

（都市計画局建築指導部建築指導課）